

# 胎内市国土強靱化地域計画



令和2年7月  
新潟県胎内市

# 【 目 次 】

はじめに

## 第1章 胎内市国土強靱化の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨及び位置付け ..... 1
- 2 計画の策定手順等 ..... 1
- 3 国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方 ..... 2
- 4 基本目標 ..... 2
- 5 事前に備えるべき目標 ..... 3
- 6 基本的な方針 ..... 3
  - (1) 胎内市国土強靱化の取組姿勢 ..... 3
  - (2) 適切な施策の組み合わせ ..... 4
  - (3) 効率的な施策の推進 ..... 4
  - (4) 地域の特性に応じた施策の推進 ..... 4

## 第2章 脆弱性評価

- 1 評価の枠組み及び手順 ..... 5
  - (1) 想定するリスク ..... 5
  - (2) 起きてはならない最悪の事態 ..... 6
  - (3) 施策分野の設定 ..... 9
  - (4) 評価の実施手順 ..... 9
- 2 評価結果のポイント ..... 12

## 第3章 胎内市国土強靱化の推進方針

- 1 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針 ..... 16

## 第4章 計画の推進・進捗管理

- 1 施策の重点化 ..... 23
- 2 重点施策の選定 ..... 23
- 3 推進体制と不断の見直し ..... 33

(参考)

起きてはならない最悪の事態を回避するための対策 別紙

## はじめに

災害が発生する度に甚大な損害を受け、その都度、長時間かけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時からそれらに対する備えを行う地域づくりを推進するため、「いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られる」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される」、「迅速に復旧復興がなされる」等の基本目標のもと、「胎内市国土強靱化地域計画」として策定したものであり、本市における防災・減災等に定める施策を計画的に推進するための指針となるものである。

## 第1章 胎内市国土強靱化の基本的考え方

### 1 計画策定の趣旨及び位置付け

平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国においては、基本法に基づき、平成26年6月、「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。

基本法の趣旨として前文に「今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」と記述されている。

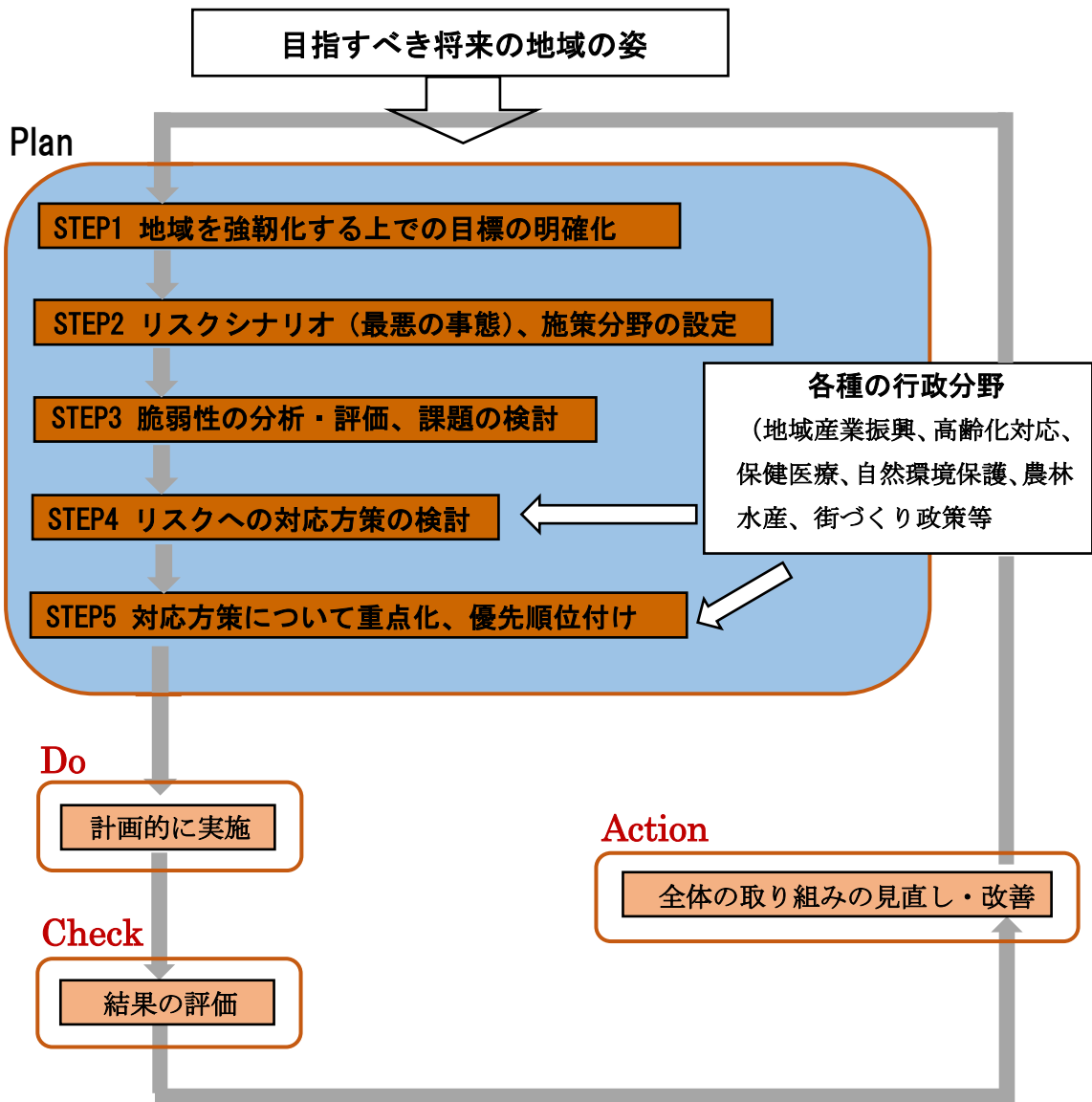
また、基本法第4条において、地方公共団体は、「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されている。

本計画は、基本法の理念を踏まえて、胎内市の国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る各種計画等の指針となるべきものとして定める。

### 2 計画の策定手順等

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、策定にあたっては、国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順に基づき作成する。

### 3 国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方



### 4 基本目標

復旧・復興に長時間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靱な市域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが、本市の将来を描く上で極めて重要である。このため、胎内市における強靱化を推進する上での「基本目標」を、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次のとおり設定する。

- 大規模自然災害が発生しても、
- ① 人命の保護が最大限図られる。
  - ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。

- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される。
- ④ 迅速に復旧復興がなされる。

## 5 事前に備えるべき目標

胎内市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を、国土強靱化基本計画をもとに、次のとおり設定する。

- 大規模自然災害が発生しても、
- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
  - ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
  - ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
  - ④ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
  - ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、必要不可欠な情報通信機能等を確保する。
  - ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
  - ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
  - ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

## 6 基本的な方針

本市では、昭和42年8月の羽越水害以降、大きな災害は発生していないが、今後、全国各地で発生しているような大規模な風水害が発生することが懸念されている。

また、県北・山形沖を震源とする大地震の発生による津波の被害を考えると、海岸部約15kmが海に面している本市への影響は多大であると想定される。

これらのことから「事後対策」の繰り返しを避け、大規模な自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行う地域づくりを次の方針に基づき推進する。

### (1) 胎内市国土強靱化の取組姿勢

- ① 当市の強靱性を損なう原因として何が存在しているのかを、あらゆる側面から現状を分析し、取組にあたる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視点をもって取組にあたる。
- ③ 市の多様性を再構築し、地域間連携を強化するとともに、災害に強い胎内市をつくることにより、地域の活力を高める。

## (2) 適正な施策の組合せ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

## (3) 効率的な施策の推進

- ① 行政に対する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、市の財政状況や施策の継続性に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に役立てる。
- ④ 人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

## (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の活性化や地域コミュニティの機能向上に関する視点を持つとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ③ 地域の特性に応じて、自然環境の有する多様な機能を活用し、自然との共生を図る。

## 第2章 脆弱性の評価

### 1 評価の枠組み及び手順

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠である。

このため、本市が直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえ、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているか、弱点となっているか等を明らかにするために、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行った。

#### (1) 想定するリスク

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、国の基本計画、県の地域計画と同様、市内に起こりうる大規模自然災害全般を想定して抽出、評価を実施した。

市内に起こり得る具体的な災害としては、県北・山形沖で発生する大規模地震・津波、楡形山脈断層帯による内陸直下型地震、大型台風の直撃や特別警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害や大雪等が考えられる。

また本市においては、津波の浸水だけではなく、積雪寒冷地でもあることから、土砂災害、雪害のおそれが高く、建物等の倒壊や道路の閉塞・寸断、孤立地区の発生が想定され、また、土砂災害は地震や水害とともに生じる（複合的に発生する）可能性がある。

胎内川を中心に、北は荒川、南は落堀川水系舟戸川が流れ、河川に囲まれた地形であり、国道7号、日本海東北自動車道をはじめとした幹線道路や河川に架かる橋の被災により往来が遮断され、市全体が孤立化し、発災直後には人の移動や物資の供給に大きな支障を来すことに加え、近年の気象変動の影響で海岸付近では高潮による被害のリスクがある。

一方で人口減少・少子高齢化、社会資本の老朽化（耐震化の遅れ）の社会的リスクもあり、災害リスクと複合化することで、被害をさらに拡大させる可能性がある。

このため、分野横断的にハード・ソフトの両面から市全体を強靱化する必要がある。

(2) 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行う。

国の基本計画、県の地域計画を参考に、海岸部約15kmが海に面し、また積雪寒冷地である本市の地域特性等を考慮して、次表のとおり、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなるものとして28の「起きてはならない最悪の事態」をガイドラインから選び出し本市が抱えるリスクに対応できるよう設定した。

## 胎内市の地震被害想定及び過去の災害における被害

### 【地震・津波】※令和3年度公表時に記入

#### 新潟県地震被害想定調査（本市における被害想定）

海域A+B+C三連動地震（M○. ○、最大震度○）

- ・死者数 最大○, ○○○人 負傷者数 最大○, ○○○人
- ・建物被害 全壊○, ○○○棟 半壊○, ○○○棟
- ・停電世帯数 最大○○, ○○○世帯
- ・断水人口 ○○, ○○○人

#### （過去の大規模地震）

新潟地震 (M7. 5)	1964年6月16日 (昭和39年)	死者26人、負傷者447人 住家の全壊 1,960戸 住家の半壊 6,640戸
中越地震 (M6. 8)	2004年10月23日 (平成16年)	死者68人、負傷者4,805人 住家の全壊 2,827戸 住家の半壊 12,746戸
中越沖地震 (M6. 8)	2005年7月16日 (平成17年)	死者15人、負傷者2,345人 住家の全壊 1,319戸 住家の半壊 5,621戸
新潟・山形地震 (M6. 7)	2019年6月18日 (令和元年)	死者0人、負傷者3人 住家の全壊 0戸 住家の半壊 24戸



## 特別警報のレベル及び胎内市の過去の災害における被害

### 【特別警報レベルの大雨・大雪】

#### 特別警報基準

(大雨) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

(大雪) 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

#### (過去の主な大雨被害)

昭和41年7月17日	市全域	死者 0人、負傷者 3人 住家の床上浸水173戸、床下721戸 道路・河川・農作物被害ほか
昭和42年8月28日	市全域	死者 42人、負傷者 275人 住家の床上浸水2,095戸、床下3,892戸 道路・河川・農作物被害ほか

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

A 事前に備えるべき目標		B 起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 大規模津波等による死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
		1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-4 多数の帰宅困難者や観光客の避難等に伴う避難所等の不足
		2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・コロナウイルス等感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	4-1 国道7号、日本海東北自動車道をはじめとした幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態
		4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止
		4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 下水道等汚水処理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止
		4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
5	大規模自然災害発生後であっても、必要不可欠な情報通信機能等を確保する。	5-1 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

6	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2 化学工場等、大規模商業施設の損壊、火災、爆発等
		6-3 農業、漁業の停滞
		6-4 商工業、観光等の産業の停滞
7	制御不能な二次災害を発生させない。	7-1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生
		7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-3 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1 復旧・復興を担う人材・機材の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (3) 施策分野の設定

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う（基本法第17条第4項）とされており、本市の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、国土強靱化地域計画策定ガイドライン（策定・改訂編）のP32に記載された12の個別政策分野及び5つの横断分野を参考に、次の6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。

<p><b>【個別施策分野】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 行政機能等</li> <li>② インフラ・住環境</li> <li>③ 保健医療・福祉</li> <li>④ 産業・エネルギー・情報通信</li> <li>⑤ 国土保全・交通・物流</li> <li>⑥ 農林水産・環境</li> </ul> <p><b>【横断的分野】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域づくり・リスクコミュニケーション</li> <li>② 老朽化対策</li> </ul>
---

### (4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、国の基本計画におけるプログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態の6つの個別施策分野と2つの横断的分野に関する脆弱性を45の「国の基本計画におけるプログラムに

より回避すべき起きてはならない最悪の事態」の中から当市に係する28項目について選別し、分析・評価した。

なお、本市の「起きてはならない最悪の事態」に具体性を持たせるため、さらに最悪の事態を誘引する具体的な「想定」を設定し、別紙に「起きてはならない最悪の事態を回避するための対策（案）」を示し、該当する課別に整理した。

【「起きてはならない最悪の事態」を誘引する具体的な「想定」】

	起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
1	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	○耐震性の低い住宅・建築物等の倒壊 ○大規模火災の発生 ○住宅火災発生確認の遅延
	1-2 大規模津波等による死傷者の発生	○海岸付近にいる人への情報伝達手段の不足 ○高台など避難施設の不足
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○堤防の破堤など構造物の損壊 ○浸水地域の居住者への情報伝達手段の不足
	1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生	○土石流・崖崩れ・地すべりに家屋や住人が巻き込まれる ○道路の崩落により交通が途絶する
	1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	○雪で交通不能になり、立ち往生が多発する ○家屋の倒壊による死傷者が多数発生する
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	○関係機関の情報手段が途絶した ○被災現場の状況（情報）が災害対策本部に届かない
2	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○災害時に備蓄やインフラ設備の復旧が進まず、救援物資も届かず、食料・飲料水等が不足する
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	○孤立地区の被害状況を把握できない ○道路等の復旧の目途が立たず、孤立状態が解消できない
	2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞	○消防庁舎、車両資器材の被災等による救急活動機能の喪失 ○救急活動を行う人員が不足する
	2-4 多数の帰宅困難者等の発生や観光客の避難に伴う避難所等の不足	○災害発生直後に駅や集客施設に帰宅困難者が多数発生する ○避難所が被災して使用できない ○避難所外の避難者が多数発生する

	2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療施設が機能を喪失する</li> <li>○医薬品や消毒用品等を確保できない</li> <li>○被災地への医療救護活動が滞る</li> </ul>
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所でコロナウイルス等感染症が集団発生し、死者も発生する。</li> <li>○被災地の衛生環境が悪化する</li> </ul>
3	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員が被災し、業務が継続できない</li> <li>○市庁舎の機能が喪失し、代替施設への移転が必要になる。</li> </ul>
4	4-1 国道7号、日本海東北自動車道等の幹線道路をはじめとした地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における道路網の寸断</li> <li>○鉄道施設機能の停止</li> </ul>
	4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模かつ長期にわたる停電</li> <li>○石油類燃料が確保できない</li> <li>○長期にわたるガスの供給機能の停止</li> </ul>
	4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上水道機能の停止</li> </ul>
	4-4 下水道等污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道施設機能の停止</li> <li>○し尿処理施設機能の停止</li> </ul>
	4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期にわたる信号機の全面停止</li> <li>○交通誘導を行う警察官の不足</li> </ul>
5	5-1 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期にわたる電話、携帯電話の通信停止</li> </ul>
6	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理施設機能の停止</li> <li>○廃棄物処理能力を超過</li> <li>○処理する職員の不足</li> </ul>
	6-2 化学工場等、大規模商業施設の損壊、火災、爆発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○化学工場等の損壊、火災、爆発等</li> <li>○大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等</li> </ul>
	6-3 農業、漁業の停滞	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動が停滞する</li> <li>○漁業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動が停滞する</li> </ul>
	6-4 商工業、観光等の産業の停滞	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域物流が停滞し、小規模商工業が破綻する</li> <li>○観光地の復旧が遅れ、観光客が減少する</li> </ul>

7	7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○田畑への水の補給が停滞する</li> <li>○水力発電の停止</li> <li>○ダムの水量調整が不能</li> </ul>
	7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地への土砂、がれきの流入により、生産活動の停滞</li> <li>○森林等の荒廃による林業及び防災機能の低下</li> </ul>
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	○油・化学工場の有害物質等の流出事故による長期、広範囲にわたる環境汚染により居住不能地域の発生
8	8-1 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に建設事業者等協定締結業者被災により、協力が得られない</li> <li>○ボランティアの不足</li> </ul>
	8-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○広域避難や仮設住宅への入居による地域コミュニティ機能の減退

## 2 評価結果のポイント

評価結果のポイントは、次のとおり。

### 目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

**最悪の事態 1-1** 「大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」等を回避するため、住宅や公共特定建築物※等の耐震化を促進する必要がある。  
 ※特定建築物：「建築物の耐震化の促進に関する法律」第14条第1号第2号による建築物

**最悪の事態 1-2** 「大規模津波等による死傷者の発生」を回避するため、堤防等の強化及び避難経路の整備や河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策等を推進する必要がある。また、津波ハザードマップの周知や津波避難計画の策定を促進する必要がある。

**最悪の事態 1-3** 「異常気象等による長期的な市街地等の浸水」を回避するため、河川改修等の治水対策等を行う必要がある。

**最悪の事態 1-4** 「大規模な土砂災害等による死傷者の発生」を回避するため、市民に対し、土砂災害ハザードマップによる土砂災害警戒区域や避難情報等の判

断・伝達要領（土砂災害）の周知を図る必要がある。

**最悪の事態 1－5** 「暴風雪及び豪雪による死傷者の発生」を回避するため、計画的な道路除雪等により冬期の交通確保を図る必要があるほか、家屋の倒壊防止のため、継続的な雪下ろしに向けた安全対策の普及啓発の必要がある。

**最悪の事態 1－6** 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、「新潟県総合防災情報システム」を活用した迅速・確実な情報伝達体制を強化する必要があるほか、防災行政無線や登録制メールなど複数の住民向け情報伝達手段の整備と自治会・集落からの情報提供を促進する必要がある。

## 目標 2. 大規模自然災害直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

**最悪の事態 2－1** 「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」を回避するため、県及び県外災害協定締結市と連携をし、備蓄品目の計画的な整備を促進する必要がある。

また、民間事業者等との物資調達協定の締結や、災害時の物資集積拠点の指定など、大規模災害時の物資調達に必要な取組を進める必要がある。

**最悪の事態 2－2** 「多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生」を回避するため、道路や河川改修等のほか、孤立するおそれのある地区の備蓄物資・電力・通信手段の確保などの予防対策を促進する必要がある。

**最悪の事態 2－3** 「消防等の被災等による救助・救急活動の停滞」を回避するため、消防本部等における機能維持の必要がある。

また、減少傾向にある消防団員の確保のため、各種広報活動を行う必要がある。

**最悪の事態 2－4** 「コロナ禍等における多数の帰宅困難者等の発生や観光客の避難に伴う避難所等の不足」を回避するため、指定緊急避難場所、民間保有の指定避難所の指定を行う必要があるほか、駅舎等の防災資材の整備、車中泊など避難所以外への避難者の支援要領など対応策を図る必要がある。

**最悪の事態 2－5** 「医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺」を回避するため、県及び県外災害協定締結市と連携をし、災害医療コーディネーターの配置や医師の支援など、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制の整備を図る必要がある。

**最悪の事態 2-6** 「被災地における疫病・感染症等の大規模発生」を防ぐため、保健所等と連携し、避難所におけるコロナウイルス等感染症の集団発生防止対策及び被災地における疫病対策等を進める必要がある。

### 目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

**最悪の事態 3-1** 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」を回避するため、「胎内市災害時行動計画（各課編）」においてBCP（業務継続計画）の業務の選別をする必要がある。

### 目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

**最悪の事態 4-1** 「国道 7 号、日本海東北自動車道等の幹線道路をはじめとした地域交通ネットワークが分断する事態」を回避するため、幹線道路、鉄道等の施設について、計画的な整備や老朽化対策を進める必要がある。

**最悪の事態 4-2** 「電気、石油、ガスの供給機能の停止」を回避するため、各ライフライン事業者等との連携により関連施設の耐震化等を促進するほか、石油類燃料については、業界団体等との協定に基づく協力体制を強化する必要がある。

**最悪の事態 4-3** 「上水道等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を促進する必要がある。

**最悪の事態 4-4** 「下水道等污水处理施設等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、下水道施設、し尿処理施設等の計画的な耐震化・老朽化対策・津波等を考慮した耐水対策、合併浄化槽の整備促進のほか、し尿処理施設の耐震化の必要がある。

**最悪の事態 4-5** 「信号機の全面停止等による重大交通事故の多発」を回避するため、信号機電源付加装置の整備の促進の必要がある。



## 目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、必要不可欠な情報通信機能等を確保する

最悪の事態 5-1 「固定電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止」を回避するため、通信施設の耐震化や予備手段を確保する必要がある。

## 目標 6. 大規模自然災害が発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 6-1 「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を防ぐため、廃棄物処理施設の計画的な耐震化・老朽化対策・津波等を考慮した耐水対策及び災害廃棄物の集積場所を確保する必要がある。

最悪の事態 6-2 「化学工場等・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するため、消防計画の見直しや災害の未然防止と拡大防止を目的とした防災訓練の必要がある。

最悪の事態 6-3 「農業、漁業の停滞」を回避するため、農林水産業生産基盤の整備・強化や物流インフラの整備・強化の必要がある。

最悪の事態 6-4 「商工業、観光等の産業の停滞」を回避するため、商工会、観光協会など関係団体との連携や宿泊施設の耐震化を促進する必要がある。

## 目標 7. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 7-1 「ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生」を回避するため、防災重点ため池のハザードマップ作成や各施設の老朽化対策を推進する必要がある。

最悪の事態 7-2 「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」を回避するため、農地・農業水利施設の老朽化対策及び保全管理や森林整備、治山対策を推進する必要がある。

**最悪の事態 7-3** 「油・有害物質の大規模拡散・流出」を回避するため、国及び県の関係機関及び企業と連携し、防除回収や被害の最小化や居住不能地域が発生した場合の代替施設の確保の必要がある。

## **目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する**

**最悪の事態 8-1** 「復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、災害発生時の復旧・復興の担い手となる建設産業従事者の育成・確保の推進や災害ボランティアの受け入れ体制を構築するとともに県及び県外災害協定締結市と連携をし、人材・機材の計画的な確保を促進する必要がある。

**最悪の事態 8-2** 「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、自主防災組織の立ち上げなど、自治会・集落の防災力向上を目的とした事業支援の必要がある。

## **第3章 胎内市国土強靱化の推進方針**

第2章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、本市の強靱化に向けて、主に市が取り組むべき、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針の概要は次のとおり。

### **1 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針**

#### **目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる**

##### **最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生**

##### **「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針**

- ①住宅の耐震化
- ②公共特定建築物の耐震化
- ③学校の耐震化
- ④社会福祉施設等の耐震化

⑤空き家対策

⑥地震発生直後の近隣住民による共助

**「家具類の転倒」を回避するための推進方針**

⑦家具類の固定など室内安全対策の推進

**「住宅火災に気づかない」ことを回避するための推進方針**

⑧住宅用火災警報器の設置の推進

**最悪の事態 1-2 大規模津波等による死傷者の発生**

**「堤防や護岸等のインフラが被害を受ける」ことを回避するための推進方針**

①海岸保全施設の整備・管理

②堤防等の強化の推進

③海岸関連施設の老朽化対策

**「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針**

④津波ハザードマップ等の作成・周知

⑤津波避難計画の策定

⑥避難経路の整備

**最悪の事態 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水**

**「河川堤防など構造物の損傷」を回避するための推進方針**

①河川改修等の治水対策

②河川・ダム関連施設の老朽化対策

③避難情報等の判断基準及び伝達要領等の周知

**最悪の事態 1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生**

**「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針**

①土砂災害対策施設の整備

②砂防関連施設の老朽化対策

③土砂災害警戒区域等の周知

④土砂災害ハザードマップの作成・周知

⑤避難情報等の判断基準及び伝達要領等の周知（土砂災害）

**最悪の事態 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**

**「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針**

①～③道路除雪等による冬期の交通確保

**「家屋の倒壊による死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針**

④家屋の倒壊防止のため、継続的な雪下ろしに向けた安全対策の普及啓発

**最悪の事態 1－6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**

**「関係機関の情報が途絶した」ことを回避するための推進方針**

- ①関係行政機関等相互の情報伝達体制の強化
- ②新潟県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化

**「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針**

- ③Jアラート等による情報伝達
- ④市町村における複数の情報伝達手段の整備等
- ⑤新潟県河川砂防情報システムによる情報提供

**目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる**

**最悪の事態 2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

**「備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食料・飲料水等が枯渇することを」回避するための推進方針**

- ①県及び県外災害協定締結市と連携をし、共同備蓄物資の計画的な整備等
- ②民間事業者との物資調達協定の締結

**「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針**

- ③避コロナウイルス等感染症禍での「間仕切り、簡易ベッド」の資材の確保等、難所等への備蓄の促進
- ④物流事業者との物資輸送・保管協定の締結
- ⑤物資集積拠点の指定
- ⑥物資の輸送・保管・仕分け等に関する計画の策定
- ⑦県及び県外災害協定締結市との連携

**最悪の事態 2－2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生**

**「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針**

- ①複数の通信手段の確保

**「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針**

- ②道路施設の老朽化対策
- ③道路施設の防災対策
- ④自家発電機など電力の確保
- ⑤緊急物資の備蓄

**最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞**

**「消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失」を回避するための推進方針**

- ① 消防施設及び車両、資器材の機能維持（耐震化、非常用電源の確保）

**「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針**

- ② 消防団への加入促進
- ③ 消防団員の技術力の向上
- ④ 津波災害時の団員の安全確保

**最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生や観光客の避難に伴う避難所等の不足**

**「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針**

- ① コロナ禍における指定緊急避難場所、民間保有の指定避難場所の指定等
- ② 観光客への指定緊急避難場所、指定避難所の周知
- ③ 福祉避難所の指定
- ④ 駅舎等の防災資材の整備

**「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針**

- ⑤ 学校施設の防災機能強化の推進

**「避難所外への避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針**

- ⑥ 車中泊など避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

**最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺**

**「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針**

- ① 病院の耐震化

**「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針**

- ② 県及び県外災害協定締結市と連携をし、災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備

**「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針**

- ③ 災害医療コーディネーターや県及び県外災害協定締結市と連携による医師の支援

**最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

**「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針**

- ① 保健所等との連携
- ② 市町村の健康危機管理能力の向上
- ③ 平時からの疫病及びコロナウイルス等感染症予防対策
- ④ 避難所におけるコロナウイルス等感染症の集団発生防止対策

### 目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行動機能は確保する

#### 最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

##### 「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針」

- ①市の業務継続体制の強化
- ②代替え庁舎の整備
- ③「胎内市災害時行動計画（各課編）」においてBCP（業務継続計画）の業務の選別を策定

##### 「市庁舎が倒壊する」ことを回避するための推進方針」

- ④市庁舎の耐震性の強化

##### 「市庁舎が停電する」ことを回避するための推進方針」

- ⑤停電時の非常電源の確保及び強化

### 目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン、情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

#### 最悪の事態 4-1 国道7号、日本海東北自動車道等の幹線道路をはじめとした幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態

##### 「災害時における緊急輸送道路ネットワークの寸断」を回避するための推進方針」

- ①幹線道路等の整備
- ②道路施設の老朽化対策
- ③道路施設の防災対策

##### 「鉄道施設機能の停止」を回避するための推進方針」

- ④鉄道施設・設備の強化

#### 最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

##### 「大規模かつ長期にわたる停電」を回避するための推進方針」

- ①関連施設・設備の耐震化、老朽化対策の促進

##### 「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針」

- ②災害時における石油類燃料の確保（新潟県石油商業協同組合）

##### 「長期にわたるガスの供給機能停止」を回避するための推進方針」

- ③ガス施設の耐震化、老朽化対策の促進

#### 最悪の事態 4-3 上水道等の長時間にわたる機能停止

##### 「上水道機能の停止」を回避するための推進方針」

- ①水道施設の老朽化、耐震化対策

**最悪の事態 4-4 汚水処理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止**

**「下水道等汚水処理施設の機能停止」を回避するための推進方針**

- ①下水道施設等の老朽化、耐震化対策
- ②合併浄化槽の設置促進

**「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針**

- ③し尿処理施設等の老朽化、耐震化対策

**4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**

**「信号機の全面停止」を回避するための推進方針**

- ①停電時の信号機減灯対策（信号機電源負荷装置）

**目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、必要不可欠な情報通信機能等を確保する**

**5-1 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止**

**「長期にわたる電話、携帯電話の通信停止」を回避するための推進方針**

- ①電話施設・設備の耐震化や予備手段の強化

**目標 6. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない**

**6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を防ぐため、廃棄物処理施設の計画的な耐震化・老朽化対策・津波等を考慮した耐水対策及び災害廃棄物の集積場所を確保する必要がある。

**「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞」を回避するための推進方針**

- ①廃棄物処理施設の計画的な耐震化・老朽化対策
- ②災害廃棄物の集積場所の確保

**6-2 化学工場等・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等**

**「化学工場等・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針**

- ①防災計画、訓練の見直し
- ②大規模商業施設の防災訓練の実施

### 6-3 農業、漁業の停滞

#### 「農業施設、漁業施設等の倒壊等」を回避するための推進方針」

- ①農林水産業生産基盤の整備及び耐震化
- ②漁港施設の老朽化対策

### 6-4 商工業、観光等の産業の停滞

#### 「地域経済が停滞し、地域の活力が失われる」ことを回避するための推進方針」

- ①商工会、観光協会などの関係団体との連携
- ②宿泊施設の耐震化

## 目標7. 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生

#### 「防災施設の損壊等」を回避するための推進方針」

- ①河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策

#### 「ため池の決壊等」を回避するための推進方針」

- ②ため池ハザードマップの整備
- ③農業用ため池の整備

### 7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 「農地・森林等の荒廃による防災機能の低下」を回避するための推進方針」

- ①農業・農村の多面的機能の確保
- ②農地・農業水利施設の老朽化対策及び保全管理
- ③森林整備の推進
- ④治山対策の推進

7-3 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等を回避するため、国及び県の関係機関と連携し、防除回収や風評被害の最小化の適切な情報発信の必要がある。

#### 「油・有害物資等の流出事故による環境汚染・風評被害」を回避するための推進方針」

- ①有害・危険物質対応訓練
- ②市内外への情報発信
- ③居住不能地域が発生した場合の代替え施設の確保



## 目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再掲・回復できる条件を整備する

### 8-1 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針」

- ①災害対応に不可欠な建設業との連携
- ②県及び県外災害締結市と連携した人材・機材の計画的な確保
- ③建設産業の担い手の育成・確保

#### 「災害ボランティアの受け入れが滞る」ことを回避するための推進方針」

- ④災害受援計画の策定

### 8-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 「災害時における地域コミュニティの減退」を回避するための推進方針」

- ①市民一人ひとりの災害対応力・自助及び共助力の向上
- ②自主防災組織の強化
- ③広域避難などを余儀なくされた場合の仮設住宅の早期整備、建設

## 第4章 計画の進捗管理

### 1 施策の重点化

限られた資源の中で、本市の国土強靱化を効果的に展開するためには、地域の特性を踏まえた影響の大きさや緊急度等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要である。

### 2 重点施策の選定

第2章2項「評価結果のポイント」を踏まえ、第3章でとりまとめた「国土強靱化の推進方針」から、「起きてはならない最悪の事態ごと」に重点施策を選定した。

本計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が図られるが、本計画においても、重点施策を中心に「取組内容」と「重要業績指標」から進捗管理を行う。

## 目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

(1) **大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生**等を回避するため、住宅や公共特定建築物等の耐震化を促進する。

- ① 本市における住宅の耐震化率は67.8%（H27時点）と、新潟県全体の70.8%と比較して耐震化が遅れている状況であり、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を継続して実施するほか、火災からの逃げ遅れによる死者等の増加や大

規模な延焼を防ぐため、消防と連携し、住宅用火災警報器や消火器の設置促進の普及啓発に取り組む。

【施策分野 インフラ・住環境】

- ② 公共特定建築物、学校施設について、耐震化は実施しているが、利用者の安全確保はもちろん、災害時の避難所としての利用を想定し、今後も適切な維持修繕に努める。

【施策分野 インフラ・住環境】

《指標》 住宅の耐震化率 H27 時点 67.8% ⇒ R6 目標 85%

《指標》 公共特定建築物の耐震化率 R1 時点 100% ⇒ 維持

《指標》 学校施設の耐震化率 R1 時点 100% ⇒ 維持

《指標》 住宅用火災警報器の設置率 R1 時点 69.1% ⇒ R6 目標 80%

- (2) 大規模津波等による死傷者の発生を回避するため、県に働きかけ、堤防等の耐震化や河川・海岸・砂防関連施設の老朽化対策等を推進する。また、市では、海岸部における津波避難マニュアルを策定する。

- ① 津波遡上の可能性がある河川について、堤防の嵩上げや耐震化等の対策を促進する。

【施策分野 国土保全・交通・物流】

- ② 河川・海岸・砂防施設について、長寿命化計画による老朽化対策を推進する。

また、市で所管する海岸施設等については、優先順位を決めて老朽化対策に取り組む。

【施策分野 国土保全・交通・物流】

- ③ 平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示等を発令するための情報収集・伝達方法等を定めた「津波避難計画」を策定し、避難行動を速やかにとれるよう周知徹底を図る。【施策分野 国土保全・交通・物流】

《指標》 海岸保全施設等の老朽化対策の促進

《指標》 津波避難計画策定

- (3) 集中豪雨等による長期的な市街地等の浸水を回避するため、河川改修等の治水対策に加え必要な排水路等の整備を行うとともに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」については、必要に応じて見直しを行う。

- ① 河川・ダム関連施設について今、後策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進め、排水路等についても、過去に浸水のあった箇所での優先整備等により、より一層対策を推進する。

【施策分野 国土保全・交通・物流】

- ② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準等を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」について、今後、国の指針等の改訂などがあつた場合、見直しをするとともに、災害発生の前段階における早めの対応による被害の最小化を図るため、台風等を踏まえたタイムライン策定の検討を行う。【施策分野 国土保全・交通・物流】

《指標》 市管理河川整備率 R1時点の改修計画において 100% ⇒ 維持  
《指標》 河川・ダム関連施設の長寿命化計画の策定  
《指標》 避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの策定 R2時点策定済み ⇒ 必要に応じて見直し

- (4) 大規模な土砂災害等による死傷者の発生の回避や家屋の保護のため、県に働きかけ土砂災害対策施設の整備や土砂災害警戒区域の指定・公表の促進のほか、市では土砂災害ハザードマップの作成・周知を継続的に取り組むとともに、「避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル（土砂災害）」については、必要に応じて見直しを行う。

- ① 土砂災害対策施設の整備や土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を促進し、県が行う調査にあわせて、土砂災害ハザードマップの作成周知を行う。

【施策分野 国土保全・交通・物流】

- ② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」について今後、国の指針等の改訂などがあつた場合、見直しを行う。

【施策分野 国土保全・交通・物流】

《指標》 土砂災害対策施設の整備の促進  
《指標》 土砂災害警戒危険区域指定率 R1時点 100% ⇒ 維持  
《指標》 土砂ハザードマップの作成 指定箇所は作成済み  
《指標》 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定 R1時点策定済み ⇒ 必要に応じて見直し

(5) **暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**を回避するため、計画的な道路除雪等により冬期の交通確保を図るほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発を図る。

- ① 各道路管理者が相互に連携のうえ除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保を図る。【施策分野 国土保全・交通・物流】
- ② 屋根の雪下ろしなど除排雪作業中の安全対策の徹底について、普及啓発を図る。【施策分野 インフラ・住環境】

《指標》 除雪実施計画の見直し R1 時点見直し済み

(6) **情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**を回避するため、県、市、防災関係機関において、「新潟県総合防災情報システム」「Jアラート」などによる迅速・確実な情報伝達体制や情報共有体制の強化を図るほか、防災行政無線や登録制メールの情報伝達手段に加え、SNS等による効果的な情報伝達手段の構築等を自主防災組織と連携し推進を図る。

- ① 県危機対策課（県災害対策本部）と防災関係機関との情報通信手段として整備した「新潟県総合防災情報システム」の確実な運用のため、定期的な配信訓練等を実施する。【施策分野 行政機能等】
- ② 県をはじめとする関係機関との複数の情報伝達手段の確保と併わせて「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」に基づき、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した住民向けの情報伝達手段の整備について、検討する。  
【施策分野 行政機能等】

《指標》 新潟県総合防災情報システム等の操作訓練の定期実施

《指標》 複数の情報伝達手段の整備 R1 時点整備済み（防災行政無線、登録制メール）⇒維持

## 目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

(1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、県と連携し、共同備蓄物資の計画的な更新をする必要があるほか、民間事業者等との物資調達協定の締結や災害時の物資集積拠点の指定など、大規模災害時の物資調達に必要な取組を推進する。

また、国からの物資の受け入れ方法などについてのマニュアルの策定を行う。

① 県と市の「共同備蓄物資」について備蓄目標量は達成しており、今後は、賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を推進する。

【施策分野 国土保全・交通・物流】

② 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結を進める。【施策分野 国土保全・交通・物流】

③ 大規模災害時に救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う「物資集積拠点」の指定を検討する。【施策分野 国土保全・交通・物流】

④ 「物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアル」を策定し、物資輸送訓練を実施する。【施策分野 国土保全・交通・物流】

《指標》 備蓄物資の目標達成率 R1 時点 食料は達成済み ⇒ 維持

《指標》 市内の公共施設を物資集積拠点として指定

《指標》 「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」の策定

(2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を回避するため、孤立するおそれのある地区の備蓄物資・電力・通信手段の確保などの予防対策を推進する。

① 道路バイパスの整備や土砂災害危険個所における危険防止対策等の整備を促進するほか、市では幹線道路の橋梁等の計画的な維持修繕に努める。

【施策分野 国土保全・交通・物流】

② 孤立するおそれのある地区への物資の備蓄、自家発電機器、通信手段の確保等の予防対策の働きかけを行う。【施策分野 国土保全・交通・物流】

《指標》 幹線道路上の橋梁等の計画的な維持修繕

(3) 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞を回避するため、消防施設の耐震化や非常用電源の確保等の対策を促進する。

また、減少傾向にある消防団員の確保のため、消防団への加入促進に向けた取組を推進する。

① 消防本部・消防署の耐震化、非常用発電機の設置等により、災害時の消防機能の維持が可能となる対策を推進し、必要に応じて防火水槽・消火栓の新設について検討する。【施策分野 行政機能等】

② 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため広報活動を行うほか、消防団協力事業所の認定促進等を市内事業所等に働きかける。

【施策分野 行政機能等】

《指標》 消防団員数の条例定数充足率 R1時点 94.3% ⇒ R6目標 100%程度

《指標》 消防団協力事業所数 13 事業所 R1時点（累計）⇒ R6目標（累計）  
15 事業所

(4) コロナ禍等における多数の帰宅困難者や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所施設の名称・位置等について、周知を図るほか、観光客向けには、避難所等を記載したパンフレット等の配布について観光協会との連携により、推進する。

① 改正災害対策基本法に基づく「指定緊急避難場所」「指定避難所施設」については、指定済みであり、施設名称・位置等について周知を図るとともに、市職員・施設管理者・自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営ができるよう避難所運営マニュアルによる協力体制の構築を推進する。

【施策分野 行政機能等】

《指標》 自主防災組織率 R1時点 94.2% ⇒ R7時点 100%

② 一般の避難所では生活が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者に対応するための福祉避難所については、指定をしているが、開設・運営が迅速にできるよう福祉避難所運営マニュアルの策定を行う。【施策分野 行政機能等】

③ 指定避難所施設として有効に活用するため、学校施設等における避難所機能強化を推進するとともに、要配慮者に対する事前の部屋割りも検討する。

【施策分野 行政機能等】

④ 大規模災害時において指定された避難所以外に滞在を余儀なくされる被災者の把握等について、消防団や自主防災組織と連携をし、取組む。

【施策分野 行政機能等】

- (5) **医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺**を回避するため、被災地における円滑な医療救護活動のため体制の構築等を推進する。
- ① 災害拠点病院や調剤薬局等における医療品等の常用備蓄のほか、今後も、災害時の緊急医薬品・医療機器の流通備蓄を行う。【施策分野 保健医療・福祉】
- ② 災害医療対策本部への災害医療コーディネーターの配置等、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動に関する調整業務を迅速に行う。  
【施策分野 保健医療・福祉】
- (6) **被災地における疫病・感染症等の大規模発生**を回避するため、保健所等と連携し、避難所におけるコロナウイルス等感染症のまん延防止対策等を推進する。
- ① 避難所におけるコロナウイルス等感染症の発生・まん延を防止するため、保健所等と連携し、衛生・防疫体制の強化のための研修会等を実施する。  
【施策分野 保健医療・福祉】
- ② 平時からのコロナウイルス等感染症の予防対策として、予防接種を実施する。また平時からの予防接種に努めるよう市民に周知する。  
【施策分野 保健医療・福祉】

### **目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する**

- (1) **行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下**を回避するため、市は「大規模災害時における胎内市業務継続計画」を策定し、課・局等ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにしているが、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について組織体制の変更等を踏まえ適宜見直しを図っていくとともに臨機の適切な対応を可能とするため、研修等を行う。また、市有施設等の適切な維持管理を図るため、総合管理計画の策定を行う。
- ① 行政機関の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に影響することから、レジリエンスの観点からも極めて重要であり、市有施設の適切な維持に努める。【施策分野 行政機能等】
- ② 停電対応訓練の実施を含め、非常時優先業務を継続するための手順確認と、その習熟を図る。【施策分野 行政機能等】

**目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

- (1) 「国道7号、日本海東北自動車道等の幹線道路をはじめとした幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態」を回避するため、道路、港湾、鉄道等の各施設について、計画の整備および老朽化対策を促進する。
- ① 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、幹線道路の計画的な整備や複数ルートを確保するための道路整備を促進する。  
【施策分野 国土保全・交通・物流】
- ② 港湾・鉄道など、災害時の防災拠点として重要な役割が想定される各施設について、防災対策のほか、計画的な老朽化対策を促進する。  
【施策分野 国土保全・交通・物流】
- (2) 「電気、石油、ガスの供給機能の停止」を回避するため、ライフライン事業者による関連施設の耐震化等の予防対策を要請するほか、災害時における石油類燃料の確保について、業界団体等との協力体制の強化に向けた取組を推進する。
- ① 石油類燃料の確保にあたっては、業界団体との協定に基づき、災害時を想定した燃料提供要請訓練の実施等により、協力体制の強化を図る。  
【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】
- ② ガス施設については老朽化対策と併せ、補助制度等を活用し、耐震化を推進する。【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】
- (3) 「上水道等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、施設の老朽化対策と併せ、計画的な耐震化を推進する。
- ① 地域防災拠点に対する供給ルートや幹線について施設の老朽化対策と併せ、補助制度等を活用し、耐震化を推進する。【施策分野 インフラ住環境等】

《指標》上水道（幹線）の耐震化率 R1時点 2.5% ⇒ R6目標 4.0%  
《指標》上水道施設BCP（業務継続計画）の策定 H28 策定済み



(4) **汚水処理施設等、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止**を回避するため、下水道施設、し尿処理施設等の計画的な耐震化・老朽化対策・津波等を考慮した耐水対策、合併浄化槽への転換促進等を推進するほか災害廃棄物対応への体制について構築を図る。

① 下水道施設等については、地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化は実施しているが、津波等を考慮した耐水性を検討するとともに、長寿命化計画を策定し、幹線管渠の耐震化について推進する。

【施策分野 インフラ住環境等】

② 発災後、住宅からの生活排水を速やかに排除するため、下水道整備とあわせ、合併浄化槽の設置を促進する。【施策分野 インフラ住環境等】

③ し尿処理施設の耐震化や津波等を考慮した耐水性の検討、非常用電源の設置や燃料の備蓄、薬品・希釈水確保などの対策など、災害時に自立稼働する体制の構築を促進する。【施策分野 農林水産・環境】

④ 他市町村との支援調整や仮置き場の確保等、発生する災害廃棄物対応への体制や運用方針を定めるため、マニュアル等の策定をする。

【施策分野 農林水産・環境】

《指標》地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（上水道・農業集落排水・漁業集落排水） R2時点 100% ⇒ 維持  
《指標》下水道ストックマネジメント計画の策定 R元年度策定済み  
《指標》下水道施設BCP（業務継続計画）H28策定済み  
《指標》廃棄物処理関係マニュアル等の策定

(5) **信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**を回避するため、信号機電源付加装置の整備を促進する。【施策分野 行政機能等】

## 目標5. 大規模自然災害発生後であっても、必要不可欠な情報通新機能を確保する

(1) **電話・携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止**を回避するため、民間事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請し、市では指定避難所（福祉避難所含む）に特設公衆電話の設置を行う。

【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】

《指標》指定避難所（福祉避難所含む）への特設公衆電話の設置  
R1時点 90% ⇒ R6時点 100%

## 目標 6. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

- (1) **大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、廃棄物処理施設の計画的な耐震化・老朽化対策・津波等を考慮した耐水対策及び災害廃棄物の集積場所を確保する必要がある。  
【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】
- ① 廃棄物処理施設の耐震化の強化及び津波等を考慮した耐水性を検討するとともに、長寿命化計画と処理能力の拡大を推進する。【施策分野 農林水産・環境】
- ② 大量に発生した災害廃棄物により、廃棄物処理能力を超過した場合の集積場所の確保を促進する。【施策分野 農林水産・環境】
- (2) **化学工場等・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等**を回避するため、消防計画の見直しや災害の未然防止と拡大防止を目的とした防災訓練の実施により災害時の対応の強化を図る。
- ① 地域防災計画を修正するほか、関係機関・自主防災組織による合同訓練の実施により、化学工場周辺地区の耐災害性を強化する。  
【施策分野 商業・エネルギー・情報通信】
- ② 商業施設ごとの防災訓練を実施し、災害時の初動対応、緊急点検、消火放水、避難等の必要な措置の習熟を図るよう働きかける。  
【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】
- (3) **農業、漁業の停滞**を回避するため、基幹施設の耐震化を促進する。
- ① 農業協同組合、漁業協同組合と連携を図り、集荷施設、荷捌所等、基幹施設の耐震化や食品産業従事者、関連産業事業者との連携、協力体制の拡大とともに生産流通過程に係るBCPの策定を促進する。  
【施策分野 農林水産業・環境】
- ② 市管理艇庫において、機能保全計画を策定し、施設の適正な維持管理を図る。  
【施策分野 農林水産業・環境】
- (4) **商工、観光等の産業の停滞**を回避するため、被災後の早期復旧や経営の再開に向けた取り組みの推進と宿泊施設等の耐震化を促進する。
- ① 商工会、観光協会等関係団体と連携を図り、事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた対策としての講習会等を実施する。  
【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】
- ② 宿泊施設の耐震化の促進や外国人への対応を含む災害情報の伝達体制の強化など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。  
【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】

《指標》 宿泊施設の耐震化の促進

## 目標 7. 制御不能な二次災害を発生させない

- (1) **ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生**を回避するため、防災重点ため池のハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を促進する。
- ① 防災重点ため池について県と関係を取りながら、ハザードマップ周知をするとともに、老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池について、補修・補強等の促進を図る。【施策分野 農林水産・環境】
- 《指標》農業用ため池ハザードマップの作成 H27 作成済み  
《指標》老朽ため池の補修・補強工事の実施の促進
- (2) **農地・森林等の荒廃による被害の拡大**を回避するため、農地・農業水利施設の保管理や森林整備、治山対策を推進する。
- ① 基幹的農業水利施設について、機能診断のうえ、施設の長寿命化対策を推進する。【施策分野 農林水産・環境】
- ② 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、森林組合等と連携をし、間伐等の実施を推進するとともに自然と共生した多様で健全な森林づくりを推進する。【施策分野 農林水産・環境】
- ③ 荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備促進とともに、山地災害危険地区の周知を行う。【施策分野 農林水産・環境】
- (3) **油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害**を回避するため、関係機関と連携した訓練を実施するとともに、事故対応マニュアルの策定を行う。
- ① 河川・海岸・港湾区域において、油・有害物質等の流出事故が発生した場合に、防除・回収作業を的確に実施するため、国・県の関係機関と連携し、訓練を行うとともに、対応マニュアルを策定する。【施策分野 農林水産・環境】

《指標》「生活環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアルの策定の手引き」に基づく事故対応マニュアルの策定

## 目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

- (1) 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するため、災害発生時の復旧・復興やインフラの老朽化対策等の担い手となる建設産業従事者の育成・確保を図る。
- ① 災害時における応急対策業務など応援活動に関する協定を締結している胎内市建設業協会との連携を強化するほか、建設産業従事者の育成・確保に向けた取組を推進する。【施策分野 国土保全・交通・物流】
  - ② ボランティアの受け入れ体制等を円滑に行うため「災害受援計画」を策定しており、胎内市社会福祉協議会と連携した訓練等の実施により、受入体制等の充実を図る。【施策分野 行政機能等】

《指標》社会福祉協議会との連携による胎内市災害受援計画に基づく訓練等

- (2) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するため、平時から「自助」、「共助」の取り組みについて地域で推進するよう自主防災組織に働きかける。
- ① 行政による「公助」では一定の限界がある為、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組みを推進するよう講習会等により自主防災組織に働きかける。【施策分野 行政機能等】
  - ② 地域の防災力を高めるため、地域防災リーダーである防災士資格取得者の活用を自主防災組織に働きかける。【施策分野 行政機能等】

### 3 推進体制と不断の見直し

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等を踏まえ、進捗状況を把握しながら、国・県の関係機関、民間事業者・団体等と連携して本計画を着実に推進する。

本計画の推進期間は、本市の将来像を見据えつつ令和2年度から令和7年度までの5箇年とし、各施策の進捗状況や目標の達成状況の検証を行うなど、P計画D実行C評価A改善サイクルを繰り返す（次の①→②→③→④→⑤→①…）ことにより、本計画を推進する。

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方針を検討
- ④ 課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化し計画的に実施

⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

本市の国土強靱化に関わる各種計画等においては、本計画を指針とし、適時所要の検討を加える。